

7 消安第 5406 号
令和 7 年 12 月 24 日

別記 3 (関係団体の長) 殿

農林水産省消費・安全局長

家畜の飼養に係る衛生管理の状況等に関する定期報告の様式について

のことについて、別添のとおり都道府県知事宛て通知しましたので、御了知の上、
飼養衛生管理基準の遵守の指導につき御協力方よろしくお願ひします。



【問い合わせ先】

農林水産省消費・安全局動物衛生課
担当：松井、本橋、中越、濱崎
TEL：03-6744-7144（直通）
Email:siyoueiseikanri@maff.go.jp

7 消安第 5406 号
令和 7 年 12 月 24 日

別記 1 (各都道府県知事) 殿

農林水産省消費・安全局長

家畜の飼養に係る衛生管理の状況等に関する定期報告の様式について

日頃から、家畜衛生の推進に御尽力いただき感謝申し上げます。

家畜伝染病予防法施行規則の一部を改正する省令（令和 7 年農林水産省令第 44 号）により家畜伝染病予防法施行規則（昭和 26 年農林省令第 35 号）の一部が改正され、新たな飼養衛生管理基準が公布されました。

これを踏まえ、家畜伝染病予防法第 12 条の 4 に基づく令和 8 年 2 月 1 日時点の家畜の飼養に係る衛生管理の状況等に関する定期報告の様式について、別添のとおり定めましたので、貴都道府県におかれましては本様式を用いて家畜の所有者、畜産関係者等へ周知をお願いするとともに、取りまとめの上、国への報告について遺漏なきようお願いします。

なお、本通知の発出をもって、「家畜の飼養に係る衛生管理の状況等に関する定期報告の様式の改正について」（令和 6 年 12 月 25 日付け 6 消安第 5218 号農林水産省消費・安全局長通知）は、廃止します。

(問い合わせ先)

農林水産省消費・安全局動物衛生課

家畜防疫対策室病原体管理班

松井、本橋、中越、濱崎

Email : siyoueiseikanri@maff.go.jp

T E L : 03-6744-7144

飼養衛生管理基準の制定と改正の経緯

- 平成 15 年 食料・農業・農村政策審議会消費安全分科会家畜衛生部会衛生管理小委員会
→日頃からの畜産農家における飼養に係る衛生管理の徹底を、家畜の伝染性疾病の侵入防止及び発生予防措置の基礎とすることとした。
- 平成 16 年 飼養衛生管理基準の制定
→畜舎等を清潔に保つこと、車両消毒、手指・靴の消毒、家畜の健康観察等、基本的な 10 項目を策定。
- 平成 22 年 国内で口蹄疫、高病原性鳥インフルエンザが発生
口蹄疫対策検証委員会等の専門家委員会
→飼養衛生管理の更なる徹底が家畜の伝染性疾病の発生及びまん延を防ぐために重要であると指摘。
- 平成 23 年 飼養衛生管理基準の改正
→衛生管理区域の設定、立入りの制限、埋却等の準備、通報ルールの作成等、大幅な拡充。併せて、農林水産大臣は、少なくとも 5 年ごとに基準の再検討を加え、必要があると認めるときはこれを改正することを規定。
- 平成 29 年 飼養衛生管理基準の再検討
→現行基準が施行されて 5 年が経過することによる見直し。家畜の死体及び排せつ物を農場外に移動させる際の適切な措置及び生肉が含まれる可能性がある飼料の加熱処理を規定。
- 令和 2 年 飼養衛生管理基準の改正
→飼養衛生管理マニュアル作成、野生動物の侵入防止措置等を拡充。併せて、食品循環資源処理及び管理の方法を見直し。

令和7年 飼養衛生管理基準の改正

→重複・類似項目の統廃合や対象畜種にエミューの追加、非商用家畜の基準の制定を実施。
分割管理を導入する際の措置（牛、豚、家きん）や大規模所有者の項目に塵埃対策や分割管理の検討、大臣指定地域の設定と地域内の取組及び農場敷地内の野鳥飛来防止対策（家きん）の項目を追加。